

1 事業名

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

現下の経済情勢、国や県の動向や一般職員の勤勉手当の支給月数の引上げとの均衡などを考慮して、議員、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、常勤の監査委員の期末手当の支給月数の引上げを行う。

(1) 議員の期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

① 平成28年度

区 分	支 給 率	
	現 行	改 定
6 月 支 給 分	1. 9 5 月	現行どおり
1 2 月 支 給 分	2. 2 月	2. 3 5 月
年 間 支 給 割 合	4. 1 5 月	4. 3 月

(平成28年12月1日から適用)

② 平成29年度以降

区 分	支 給 率	
	平成28年度	改 定
6 月 支 給 分	1. 9 5 月	2. 0 7 5 月
1 2 月 支 給 分	2. 3 5 月	2. 2 2 5 月
年 間 支 給 割 合	4. 3 月	4. 3 月

(平成29年4月1日から適用)

(2) 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、常勤の監査委員の期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

① 平成28年度

区 分	支 給 率	
	現 行	改 定
6 月 支 給 分	2. 0 2 5 月	現行どおり
1 2 月 支 給 分	2. 1 7 5 月	2. 2 7 5 月
年 間 支 給 割 合	4. 2 月	4. 3 月

(平成28年12月1日から適用)

② 平成 29 年度以降

区 分	支 給 率	
	平成 2 8 年度	改 定
6 月 支 給 分	2 . 0 2 5 月	2 . 0 7 5 月
1 2 月 支 給 分	2 . 2 7 5 月	2 . 2 2 5 月
年 間 支 給 割 合	4 . 3 月	4 . 3 月

(平成 29 年 4 月 1 日から適用)

3 他自治体の類似する政策等

県内の他自治体においても、議員及び市長等の期末手当について、一般職員の勤勉手当の引上げとの均衡などを考慮して、それぞれの判断のもと改定が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

期末手当の引上げによる影響額

議員 3,348 千円

市長等 512 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第104号 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（期末手当）

第7条 期末手当の額は、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の195、12月に支給する場合にあつては100分の235を乗じて得た額とする。

2 略

（期末手当）

第7条 期末手当の額は、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の195、12月に支給する場合にあつては100分の220を乗じて得た額とする。

2 略

◎所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）

（期末手当）

第7条 期末手当の額は、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の207.5、12月に支給する場合にあつては100分の222.5を乗じて得た額とする。

2 略

（期末手当）

第7条 期末手当の額は、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の195、12月に支給する場合にあつては100分の235を乗じて得た額とする。

2 略

◎所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）

(期末手当)

第3条 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の202.5、12月に支給する場合にあつては100分の227.5を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第3条 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の202.5、12月に支給する場合にあつては100分の217.5を乗じて得た額とする。

◎所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

(期末手当)

第3条 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の207.5、12月に支給する場合にあつては100分の222.5を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第3条 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合にあつては100分の202.5、12月に支給する場合にあつては100分の227.5を乗じて得た額とする。